参考資料

1 参照条文(各事業法の規定)

#□□□□

2	地方財政法令における公営企業の範囲
---	-------------------

_	\bigcirc	利走時	-
_	2	昭和32年改正	2
_	3	昭和34年改正	:
_	4	昭和35年改正	4
_	(5)	昭和37年改正	Į
_	6	昭和38年改正	(
	(7)	昭和41年改正	8

3 地方公営企業法令における公営企業の範囲

_	(1)	制疋時	1
_	2	昭和35年改正	8
_	3	昭和38年改正	15
_	4	昭和41年改正	19

参照条文(各事業法の規定)

水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)

(用語の定義)

- 第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用 に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する 事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。
- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその 用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業 者に分水する場合を除く。

工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)

(定義)

第二条 (略)

- 2 この法律において「工業用水」とは、工業の用に供する水 (水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。) をいう。
- 3 この法律において「工業用水道」とは、導管により工業用水を供給する施設であつて、 その供給をする者の管理に属するものの総体をいう。
- 4 この法律において「工業用水道事業」とは、一般の需要に応じ工業用水道により工業 用水を供給する事業をいう。

軌道法(大正十年法律第七十六号)

第三条 軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ経営セムトスル者ハ国土交通大臣ノ特許ヲ受クヘシ 第四条 前条ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケタル軌道経営者ハ軌道敷設ニ要スル道路ノ占用ニ付 道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於ケル道路ノ占用料ニ付 テハ政令ノ定ムル所ニ依ル

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)

(定義)

- 第二条 この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及 び自動車道事業をいう。
- 2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業を いう。
- 3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用 して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。
- 4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運 送事業をいう。
- 5 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。

(略)

(種類)

- 第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。
 - 一 一般旅客自動車運送事業 (特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業)
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業 (乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業(一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員 以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業(一個の契約により口の国土交通省令で定める乗車 定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業)
 - 二 特定旅客自動車運送事業 (特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅 客自動車運送事業)

(免許)

第四十七条 自動車道事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければ ならない。

- 2 自動車道事業の免許は、路線について行う。
- 3 自動車道事業の免許は、通行する自動車の範囲を限定して行うことができる。

(使用料金)

- 第六十一条 自動車道事業者は、一般自動車道の使用料金を定め、国土交通大臣の認可を 受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつて、これをしなければならない。
 - ー 能率的な経営の下における適正な原価を償い、且つ、適正な利潤を含むものである こと。
 - 二 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

- 三 使用者の使用料金を負担する能力にかんがみ、使用者が当該事業を利用することを 困難にするおそれがないものであること。
- 3 第一項の使用料金は、定額をもつて明確に定められなければならない。

鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)

(定義)

- 第二条 この法律において「鉄道事業」とは、第一種鉄道事業、第二種鉄道事業及び第三 種鉄道事業をいう。
- 2 この法律において「第一種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、鉄道(軌道法(大正 十年法律第七十六号)による軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきものを除く。以 下同じ。)による旅客又は貨物の運送を行う事業であつて、第二種鉄道事業以外のものを いう。
- 3 この法律において「第二種鉄道事業」とは、他人の需要に応じ、自らが敷設する鉄道 線路(他人が敷設した鉄道線路であつて譲渡を受けたものを含む。)以外の鉄道線路を使 用して鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業をいう。
- 4 この法律において「第三種鉄道事業」とは、鉄道線路を第一種鉄道事業を経営する者 に譲渡する目的をもつて敷設する事業及び鉄道線路を敷設して当該鉄道線路を第二種鉄 道事業を経営する者に専ら使用させる事業をいう。
- 5 この法律において「索道事業」とは、他人の需要に応じ、索道による旅客又は貨物の 運送を行う事業をいう。

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)

(定義)

- 第二条 この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、船舶貸渡業、海運仲立 業及び海運代理店業をいう。
- 2 この法律において「船舶運航事業」とは、海上において船舶により人又は物の運送を する事業で港湾運送事業(港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)に規定す る港湾運送事業及び同法第二条第四項の規定により指定する港湾以外の港湾において同 法に規定する港湾運送事業に相当する事業を営む事業をいう。)以外のものをいい、これ を定期航路事業と不定期航路事業とに分ける。
- 3 この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程 表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と 貨物定期航路事業とに分ける。
- 4 この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。)により人の運送をする定期航路事業をいい、これを一般旅客 定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け、「貨物定期航路事業」とは、その他の定

期航路事業をいう。

- 5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客 定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範 囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。
- 6 この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
 - 二 小売電気事業 小売供給を行う事業 (一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。)をいう。
 - 三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。
 - 四 振替供給 他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。
 - 五 接続供給 次に掲げるものをいう。
 - イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以 外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用 に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。
 - 口 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物(以下この口において「非電気事業用電気工作物」という。)を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物(当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。)の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること(当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。)。
 - 六 託送供給 振替供給及び接続供給をいう。
 - 七 電力量調整供給 次のイ又は口に掲げる者に該当する他の者から、当該イ又は口に 定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対し て、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。
 - イ 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者 当該発電用の電気工作物の発電 に係る電気
 - ロ 特定卸供給(小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下この口において同じ。)を行う事業を営む者 特定卸供給に係る電気(イに掲げる者にあつて

は、イに定める電気を除く。)

- 八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。
 - イ その供給区域(離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。口及び第二十一条第三項第一号において単に「離島」という。)を除く。)における一般の需要(小売電気事業者又は登録特定送配電事業者(第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。)から小売供給を受けているものを除く。口において同じ。)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(次項第二号、第十七条及び第二十条において「最終保障供給」という。)
 - ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に応ず る電気の供給を保障するための電気の供給(以下「離島供給」という。)
- 九 一般送配電事業者 一般送配電事業を営むことについて第三条の許可を受けた者を いう。
- 十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業(一般送配電事業に該当する部分を除く。)であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。
- 十一 送電事業者 送電事業を営むことについて第二十七条の四の許可を受けた者をい う。
- 十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者にその小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業(発電事業に該当する部分を除く。)をいう。
- 十三 特定送配電事業者 特定送配電事業を営むことについて第二十七条の十三第一項 の規定による届出をした者をいう。
- 十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。
- 十五 発電事業者 発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。
- 十六 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事 業をいう。
- 十七 電気事業者 小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者 及び発電事業者をいう。

ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)

(定義)

- 第二条 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること(政令で定める簡易なガス発生設備(以下「特定ガス発生設備」という。)においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。)をいう。
- 2 この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業(一般ガス導管事業、 特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。)をいう。
- 3 この法律において「ガス小売事業者」とは、次条の登録を受けた者をいう。
- 4 この法律において「託送供給」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 ガスを供給する事業を営む他の者から導管によりガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスを供給する事業の用に供するためのガスの量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。
 - 二 次のイ又は口に掲げる者に該当する他の者から導管により当該イ又は口に定めるガスを受け入れた者が、同時に、その受け入れた場所以外の場所において、当該他の者のガスの需要の量の変動であつて経済産業省令で定める範囲内のものに応じて、当該他の者に対して、導管によりガスの供給を行うこと。
 - イ 液化ガス貯蔵設備(液化したガスの貯蔵設備をいう。以下同じ。)及びガス発生設備(以下「液化ガス貯蔵設備等」という。)を維持し、及び運用する者 当該液化ガス貯蔵設備等を用いて製造されたガス
 - ロ イに掲げる者からガスの製造の役務の提供を受ける者 当該役務の提供により供 給されたガス
- 5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業 (ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。)をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要 (ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。)に応ずるガスの供給を保障するための小売供給(以下「最終保障供給」という。)を行う事業 (ガス製造事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。
- 6 この法律において「一般ガス導管事業者」とは、第三十五条の許可を受けた者をいう。
- 7 この法律において「特定ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業 (ガス製造事業に該当する部分及び経済 産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。)をいう。
- 8 この法律において「特定ガス導管事業者」とは、第七十二条第一項の規定による届出をした者をいう。
- 9 この法律において「ガス製造事業」とは、自らが維持し、及び運用する液化ガス貯蔵 設備等を用いてガスを製造する事業であつて、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備 が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。
- 10 この法律において「ガス製造事業者」とは、第八十六条第一項の規定による届出を

した者をいう。

11 この法律において「ガス事業」とは、ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス 導管事業及びガス製造事業をいう。

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

- 第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。
- 2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため 医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又 は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- 第一条の六 この法律において、「介護老人保健施設」とは、介護保険法(平成九年法律第 百二十三号)の規定による介護老人保健施設をいう。
- 2 この法律において、「介護医療院」とは、介護保険法の規定による介護医療院をいう。

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)

(定義)

- 第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。
- 2 この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるものをいい、「国際拠点港湾」とは、国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるものをいい、「重要港湾」とは、国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるものをいい、「地方港湾」とは、国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾をいう。
- 3 この法律で「港湾区域」とは、第四条第四項又は第八項(これらの規定を第九条第二項及び第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による同意又は届出があった水域をいう。
- 4 この法律で「臨港地区」とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定 により臨港地区として定められた地区又は第三十八条の規定により港湾管理者が定めた 地区をいう。

- 5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号 までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げ る施設をいう。
 - 一 水域施設 航路、泊地及び船だまり
 - 二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こう 門、護岸、堤防、突堤 及び胸壁
 - 三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場
 - 四 臨港交通施設 道路、駐車場、橋梁りよう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
 - 五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務 通信施設
 - 六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
 - 七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
 - 八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
 - 八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設 (第十三号に 掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設
 - 八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
 - 九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の 港湾における公害の防止のための施設
 - 九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破 砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第十三号に掲げる施設を 除く。)
 - 九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備 のための施設
 - 十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利 厚生施設
 - 十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第十四号に掲げる施設を除く。)
 - 十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地
 - 十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
 - 十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
 - 十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設
- 6 前項第一号から第十一号までに掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものに ついても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によつて認定したものは、港湾施設とみな す。
- 7 この法律で「港湾工事」とは、港湾施設を建設し、改良し、維持し、又は復旧する工事及びこれらの工事以外の工事で港湾における汚でいその他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化、漂流物の除去その他の港湾の保全のために行なうものをい

う。

- 8 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する河川の河川区域(以下単に「河川区域」という。)以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全並びに船舶の航行の安全及び待避のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。
- 9 この法律で「避難港」とは、暴風雨に際し小型船舶が避難のためてい泊することを主 たる目的とし、通常貨物の積卸又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定め るものをいう。
- 10 この法律で「埠頭」とは、岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設 その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設の総体をいう。

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)

(定義)

- 第二条 この法律において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きその他一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物で政令で定めるものをいう。
- 2 この法律において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。
- 3 この法律において「中央卸売市場」とは、生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な 都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料 品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流 通の改善にも資するものとして、第八条の規定により農林水産大臣の認可を受けて開設 される卸売市場をいう。
- 4 この法律において「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設 が政令で定める規模以上のものをいう。

(略)

(中央卸売市場整備計画)

- 第五条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、中央卸売市場の整備を図るための 計画(以下「中央卸売市場整備計画」という。)を定めなければならない。
- 2 中央卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、 卸売市場整備基本方針に即するものでなければならない。
 - 一 生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市で中央卸売市場を開設することが必要と認められるものの名称
 - 二 その取扱品目の適正化若しくはその施設の改善を図ること又はその運営の広域化若 しくは地方卸売市場への転換を推進することが必要と認められる中央卸売市場の名称

- 三 取扱品目の設定又は変更に関する事項
- 四 施設の改良、造成、取得又は管理に関する事項
- 五 その他中央卸売市場の整備を図るために必要な事項
- 3 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めようとするときは、食料・農業・農村 政策審議会の意見を聴くとともに、関係地方公共団体に協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、中央卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、中央卸売市場整備計画の変更について準用する。

(都道府県卸売市場整備計画)

- 第六条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県における卸売市場の整備 を図るための計画(以下「都道府県卸売市場整備計画」という。)を定めることができる。
- 2 都道府県卸売市場整備計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとし、その内容 は、卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即するものでなければならない。
 - 一 その区域又はその区域を分けて定める区域ごとの生鮮食料品等の流通事情に応ずる 卸売市場の適正な配置の方針
 - 二 その区域における生鮮食料品等の流通事情に応ずる近代的な卸売市場の立地並びに 施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標
 - 三 卸売市場における取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の 品質管理の高度化に関する事項
 - 四 その他卸売市場の整備を図るために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めようとするときは、当該都道府県の区域内の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に協議しなければならない。
- 4 都道府県は、都道府県卸売市場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを農林水産 大臣に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、都道府県卸売市場整備計画の変更について準用する。

と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)

(定義)

- 第三条 この法律で「獣畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。
- 2 この法律で「と畜場」とは、食用に供する目的で獣畜をとさつし、又は解体するために設置された施設をいう。
- 3 この法律で「一般と畜場」とは、通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に 十頭を超える獣畜をとさつし、又は解体する規模を有すると畜場をいう。
- 4 この法律で「簡易と畜場」とは、一般と畜場以外のと畜場をいう。
- 5 この法律で「と畜業者」とは、獣畜のとさつ又は解体の業を営む者をいう。

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)

(用語の定義)

- 第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - 一 下水 生活若しくは事業 (耕作の事業を除く。) に起因し、若しくは付随する廃水 (以下「汚水」という。) 又は雨水をいう。
 - 二 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠きよ その他の排水施設 (かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理 施設 (屎し 尿浄化槽を除く。) 又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ 施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。
 - 三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理 する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、か つ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠きよである構造のもの
 - ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水 道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下 水道に接続するもの
 - 四 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。
 - イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除 し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域に おける下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
 - ロ 公共下水道(終末処理場を有するもの又は前号口に該当するものに限る。)により 排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流する ために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排 除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)

(有料道路管理者の行う道路の新設又は改築)

- 第十八条 道路管理者(都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。以下この条において同じ。)は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、条例で定めるところにより、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した 書類及び設計図その他国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届 け出なければならない。
 - 一 路線名及び工事の区間

- 二 工事方法及び工事予算
- 三 工事の着手及び完成の予定年月日
- 四 収支予算の明細
- 五 料金
- 六 料金の徴収期間

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)

(有料の橋又は渡船施設)

- 第二十五条 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について、 橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の 期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が 受ける利益を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収するこ とができる。
- 2 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各号に該当するものでなければならない。
 - ー その通行又は利用の範囲が地域的に限定されたものであること。
 - ニ その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであるこ と。
 - 三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが 著しく困難なものであること。
- 3 道路管理者は、第一項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び設計図その他必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
 - 一 工事方法
 - 二 工事予算
 - 三 工事の着手及び完成の予定年月日
 - 四 収支予算の明細
 - 五 料金
 - 六 料金徴収期間
 - 七 元利償還年次計画
- 4 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な図面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると

ころによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公 共の用に供されるものをいう。

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

- 第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短 期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定 福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。 (略)
- 27 この法律において「介護老人福祉施設」とは、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が三十人以上であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設をいい、「介護福祉施設サービス」とは、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
- 28 この法律において「介護老人保健施設」とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
- 29 この法律において「介護医療院」とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。)に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第百七条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

(略)

(施設介護サービス費の支給)

- 第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。
 - 一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。) により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。)
 - 二 介護保健施設サービス
 - 三 介護医療院サービス

(略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サ ービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に 係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごと に行う。

(略)

(指定地域密着型サービス事業者の指定)

第七十八条の二 第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

(指定介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の二 第五十三条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、 介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスの種類及び当該介護予 防サービスの種類に係る介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事 業所」という。) ごとに行う。 (略)

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第百十五条の十二 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)

(老人デイサービスセンター)

第二十条の二の二 老人デイサービスセンターは、第十条の四第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による通所介護に係る居宅介護サービス費、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費の支給に係る者若しくは第一号通所事業であつて厚生労働省令で定めるものを利用する者その他の政令で定める者(その者を現に養護する者を含む。)を通わせ、第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

(老人短期入所施設)

第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の四第一項第三号の措置に係る者又は介護保険法の規定による短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費若しくは介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とする。

健康保険法(大正十一年法律第七十号)

(指定訪問看護事業者の指定)

第八十九条 前条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を 行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)ご とに行う。

地方財政法施行令

- 第1條 地方財政法(以下法という。)第6條の公営企業は、左の 各号に掲げるものとする。
 - ー 軌道事業、地方鉄道事業及び自動車交通事業
 - 二電気事業
 - 三 ガス事業
 - 四 上水道事業(町村の経営するものを除く。)

通知、逐条解説等

《通達》

〇 地方財政法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達(昭和 23年7月7日付け地財委発第300号)

第二

四 企業会計の合理化と企業経営の能率化を確保するため、<u>政令で定める公営企業については、独立採算制を採用する</u>こととしたこと。差し当たりこの<u>企業の範囲は、(イ)交通事業、(ロ)電気事業、(ハ)ガス事業、(二)都道府県及び市の経営する上水道事業の4種類</u>に限定したが、<u>将来その範囲を拡張する</u>ものであること。

《逐条解説等》

- 〇『地方財政法講話』(昭和24年奥野·柴田)
- ・地方財政法施行令は、<u>軌道事業、自動車交通事業、電気事業、ガス事業、上水道事業(但し、町村の経営するものを除く。)病院事業をその第1條において規定している</u>。勿論地方公共団体の営む公営企業は、これらの外に極めて多種多様のものがあるのではあるが、法律は、とりあえずこれらの事業に限定した。蓋し、過去何十年もの長きに亘って、一般予算経理方式に習熟してきた地方公共団体に、今直ちにこうした経理方式の採用を強制することは、(中略)疑問があるのみならず、規模の小さい団体において行う極めて小規模の公営企業についてまでもこうした方式を強制することは必ずしも必要ではないからである。(中略)上水道事業のうちからとくに町村の行う上水道事業を除外したのは、現実に多くの町村では簡易水道などを一般会計で経理しているし、然も道路などと同じように使用料もとらず一般税収入で賄っているところさえあるのであって、(中略)そのようなやり方の方が実状に即していると考えられるからである。

地方財政法令における公営企業の範囲②(昭和32年改正)

地方財政法施行令

(独立採算制によるべき公営企業等)

- 第12条 地方財政法(以下「法」という。)第6条第1項の政令で 定める公営企業は、左の各号に掲げるものとする。
 - 一 交通事業
 - 二電気事業
 - 三 ガス事業
 - 四 水道事業 (工業用水を供給することを目的とする事業を含み、 簡易水道事業を除く。)
- 2 法第6条第2項の地方公共団体が行う事業のうち政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。
 - <u>一 簡易水道事業</u>
 - 二 港湾整備事業 (埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫及び船 舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
 - 三 病院
 - <u>四 市場</u>
 - 五 と畜場
 - 六 観光施設

______ 《通達》

〇 地方財政法第6条第2項の特別会計の実施について(昭和32年7月15日自 丙財発第17号)

通知、逐条解説等

- 二 令第12条第2項に掲げる事業の範囲については、法制定の趣旨にも照し、 次により取扱うべきものであること。
- 1 埋立事業とは、売却することを前提とする埋立による土地造成事業をいい、 従って公共用地の造成を目的とする埋立は含まないものであること。
- 2 <u>病院とは、一般病院をいい、結核病院、精神病院、性病病院等特殊病院は、</u> 一般病院に併置されていない限りは含まれないものであること。
- 3 <u>観光施設とは、観光ホテル等観光の目的のためのみに設けられた施設をい</u> <u>う</u>ものであること。

《逐条解説等》

- 〇『昭和32年改正地方財政制度解説』(第6章、pp368-370)
- ・これらの事業の範囲について、<u>港湾事業のうち埋立事業とは、売却することを前提とする埋立による土地造成事業をいい、公共用地の造成を目的とする埋立は含まない</u>し、病院とは、<u>一般病院をいい、結核病院、精神病院、性病病院等特殊病院は、一般病院に併置されていない限りは、含まない</u>ものとして取り扱うべきものとされているが、<u>政令が、古来その事業の性質上その経費の八割がその事業に伴う収入でまかなわれるべきものについて指定している</u>以上、事業の性質とから本来そのような<u>独立採算制に準じた運営の余地が殆んど考えられない公共用地造成のための埋立事業や、結核病院、精神病院等が除外せられるとするのは当然</u>である。

地方財政法令における公営企業の範囲③(昭和34年改正)

地方財政法施行令

(独立採算制によるべき公営企業等)

- 第12条 地方財政法(以下「法」という。)第6条第1項の政令で 定める公営企業は、左の各号に掲げるものとする。
 - 一 交通事業
 - 二電気事業
 - 三 ガス事業
 - 四 水道事業 (工業用水を供給することを目的とする事業を含み、 簡易水道事業を除く。)
- 2 法第6条第2項の地方公共団体が行う事業のうち政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。
 - 一 簡易水道事業
 - 二 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫及び船 舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
 - 三 病院
 - 四 市場
 - 五 と畜場
 - 六 観光施設
 - 七 宅地造成事業 (土地区画整理事業として行われるものに限 る。)

通知、逐条解説等

《国会審議録》

- 〇 第31回国会地方行政委員会第8号(昭和34年2月5日) 奥野政府委員(財政局長)
 - (昭和34年度地方債計画について)準公営企業分では、総額が百十八億円で、前年よりも三十八億円の増加となっておるわけで、港湾整備事業について十一億円、簡易水道事業四億円、屠場事業はそのままでありますが、宅地造成事業で三億円の増加というようにいたしておるわけでございます。区画整理等が行われます場合に、保留地の売却等が行われますまで、ある程度の資金を必要とするわけでございますので、今回新たに宅地造成事業というような項目を準公営企業に立てまして、この程度の額を予定いたしまして、そうして区画整理等の事業の振興を助成したい、かように考えておるわけでございます。
- 〇 第31回国会地方行政委員会第7号(昭和34年2月10日) 奥野政府委員(財政局長)
- ・ 準公営企業分、これは、従来収益事業分と呼んでおつたのでありますが、どうもこの言葉がなじめませんので、準公営企業分というような表現を使いたいと考えておるわけでございます。百十八億円で、三十三年度よりも三十八億円の増加、こういうことになるわけでございます。港湾整備事業が四十五億円で、十一億円の増、浚渫に伴います。港湾整備事業が四十五億円で、十一億円の増、浚渫に伴いまず、二十五億円で、四億円の増加、屠場事業が前年通り五億円、六大都市分の下水道事業が四十億円で、政府資金が二十二億円、公募資金十八億円ということにしておるわけでございます。前年に比べまして、二十億円という大幅な増額をはかつておるわけでございます。全の間起債でつなぎ事業で、区画整理の進捗をはかりたれますので、その間起債でつなぎ事業で、区画整理の進捗をはかりたいというのがねらいでございます。新たにこういう項目を設けまして、そういう都市の事業の進捗をお助けしたい、かように考えておるわけでございます。

地方財政法令における公営企業の範囲4(昭和35年改正)

地方財政法施行令

(独立採算制によるべき公営企業等)

- 第12条 地方財政法(以下「法」という。)第6条第1項の政令で 定める公営企業は、左の各号に掲げるものとする。
 - 一 交通事業
 - 二 電気事業
 - 三 ガス事業
 - 四 水道事業(簡易水道事業を除く。)
 - 五 工業用水道事業
- 2 法第6条第2項の地方公共団体が行う事業のうち政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。
 - 一 簡易水道事業
 - 二 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫及び船 舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
 - 三病院
 - 四 市場
 - 五 と畜場
 - 六 観光施設
 - 七 宅地造成事業(土地区画整理事業として行われるものに限る。)
 - 八 公共下水道事業

通知、逐条解説等

《通達》

- 〇 地方財政法施行令及び地方財政再建促進特別措置法施行令の一部を改正する政 令の施行について(昭和35年7月19日自治乙財発第4号自治事務次官通知)
- 第一 地方財政法施行令に関する事項
- 1 地方財政法(以下第一において「法」という。)第6条第1項の規定により、特別会計を設け経理を行うべき企業のうち、水道事業から工業用水道事業を分離するとともに、公共下水道事業を新たに法第6条第2項に規定する準公営企業に加えることとしたこと(令12条)。公共下水道事業とは、下水道法第2条第3号にいう公共下水道に関する事業をいうものであるが、公共下水道の建設にあたっては、相当額の一般財源の繰り入れを予想しているものであること。なお、下水道事業の一般的な考え方については別途通知する予定であること。

《行政実例》

- 〇 公営企業に含まれるものの範囲 (昭和35年9月24日付け鹿児島県土木部長宛て 財政課長回答)
- 問 当県において経営している(略)渡船については、(略)海上運送法が適用 され、その手続きを要するものとされているが、これに伴い、地方財政法施行 令第12条第1項第1号の「交通事業」の中に渡船事業も含まれるか。
- 答 <u>当該事業に要する経費の相当部分を賄うため、料金を徴収して行なう渡船事業</u>等は、地方財政法施行令第12条第1項第1号(現行第12条第3号)の<u>交通事</u>業等に含まれると解する。

《逐条解説等》

- 『地方財務』昭和35年9月号 P22~P23
- ・ 今回の改正によって、上水道事業と工業用水事業を分離した所以は、最近のように各地において工場誘致が活発に行われ、多量の工業用水の需要が生じてくると、従来まで上水道と工業用水道とを分離していなかった水道事業について、工業用水道が上水道から独立して設置されることとなり、工業用水道自体が上水道事業とは概念的にも異なった独立の地位を占めてくることとなる。また、その建設・経営についても、それ自体独立採算によるのが企業経営の合理化の点からも必要であるからである。
- ・ (略) 今回これに公共下水道事業が加えられたのである。ここでいう公共下水道事業とは、下水道法第2条第3号にいう公共下水道に関する事業を指すのであり、公共下水道とは、下水道法の定義によれば「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置する下水道で、下水を排除すべき区域が政令で定める規模以上のもの(政令によれば面積が20ha以上のもの)又は終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」であり、都市下水路と概念的に区別されている。

4

地方財政法令における公営企業の範囲 5(昭和37年改正)

地方財政法施行令

(独立採算制によるべき公営企業等)

- 第12条 法第6条第1項の政令で定める公営企業は、左の各号に掲げるものとする。
 - 一 交通事業
 - 二電気事業
 - 三 ガス事業
 - 四 水道事業(簡易水道事業を除く。)
 - 五 工業用水道事業
- 2 法第6条第2項の地方公共団体が行う事業のうち政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。
 - 一 簡易水道事業
 - 二 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫及び船 舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
 - 三 病院
 - 四 市場
 - 五 と畜場
 - 六 観光施設
 - 七 宅地造成事業
 - 八 公共下水道事業
- ※ 第2項第7号の宅地造成事業について「(土地区画整理事業として行われるものに限る。)」が削除されている。

通知、逐条解説等

《通知》

- 〇 地方財政法の一部を改正する政令等の施行について (昭和37年2月15日付け自治乙財発第2号自治事務次官通知)
 - ・ (略)昭和37年度以降は土地区画整理事業として行われる宅地造成事業以外の宅地造成事業についても、特別会計を設けてその経理を明らかにしなければならない。こととなったので、(略)地方公共団体においては、特に御留意のうえ、遺憾のないよう措置されたい。

《逐条解説等》

- 〇 『昭和37年改正地方財政詳解』P275
- 第4章 昭和37年度地方債計画と許可方針
- 3 事業別地方債計画と概要(3)準公営企業債(オ)宅地造成事業・(略)従来の宅地造成事業債は、土地区画整理事業に限定し、枠外の交付公債で一般宅地造成事業を取り扱つてきたが、本年度からは、港湾整備事業費債による臨海工業地帯の造成事業との均衡を考慮して内陸工業地帯の造成をも考慮することとして、宅地造成事業全般に範囲を拡張することとした。(略)宅地造成事業債が土地区画整理事業債に限定しなくなつたことに伴い、地方財政法施行令の第12条第2項が一部改正されて、従来地方財政法第6条第2項の地方公共団体の事業のうち主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので、その経理を特別会計を設けて行なわなければならない事業に宅地造成事業が全部含まれることになつた。

地方財政法令における公営企業の範囲⑥(昭和38年改正)

地方財政法施行令

(独立採算制によるべき公営企業等)

第12条 法第6条第1項の政令で定める公営企業は、第1号から第7号までに掲げる事業で常時雇用される職員の数が20人未満のもの及び第8号に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 地方鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業
- 八 軌道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業以外の交通事業 2 法第6条第2項の地方公共団体が行なう事業のうち政令で定めるものは、次に掲げる事業で常時雇用される職員の数が100人未満のものとする。
 - 一 簡易水道事業
 - 二 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫及び船 舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
 - 三病院
 - 四 市場
 - 五 と畜場
 - 六 観光施設
 - 七 宅地造成事業
 - 八 公共下水道事業

通知、逐条解説等

《国会審議録》

〇 第43回国会地方行政委員会第25号(昭和38年6月4日) 吉瀬宏説明員(公営企業課長)

(地方公営企業の範囲について政令で定める事業について回答)

・政令で定める事業といたしましては、現在の地方財政法施行令第12条第2項にあげているような事業一病院とか、と畜場とか、あるいは公共下水道事業とか、その他いわゆる準公営企業と考えられる事業を予定しております。(地方財政法と公営企業法の各規定で事業の内容にずれが生じているとの指摘を受け)この従前の規定と今度の規定につきましては、今度の地方公営企業法の規定の改正で、地方公営企業法の適用を受けるような企業につきましては、こちらの方で規定して参るということで、その間、地方財政法のほうにおきましても特別会計を設けて行なう。それからいわゆる独立採算の規定を設けるというような規制をいたしているわけでございますが、その間の区分をここではっきりするということで、今度のこの改正で地方財政法の第6条の改正規定を設けた、こういうことにいたしているわけでございます。

《逐条解説等》

- 〇 『地方財政法逐条解説』(S41, 佐々木) P85
- ・本条においては、地方公営企業法が法律上当然には適用されない公営 企業及び準公営企業について、その経理は特別会計を設けて行ないさら に前者については独立採算を建前とすべき旨を規定している。
- 〇『地方財政』昭和39年11月 地方財政法逐条解説(第9回)P103
- ・2 本条の規定は地方公営企業法第2条第1項から第3項までの規定により同法の全部の規定又は同法財務規定等の全部若しくは一部の規定の適用を当然に受ける地方公営企業等については、適用されない。地方公営企業法の財務規定等の全部又は一部の適用を受ける限り、本条の要求する特別会計の設定(同法17)及び独立採算性の原則(同法17の2)は満足されている筈のものだからである。

地方財政法令における公営企業の範囲⑥(昭和38年改正)

地方財政法施行令

(独立採算制によるべき公営企業等)

- 第12条 法第6条第1項の政令で定める公営企業は、第1号から第7号までに掲げる事業で常時雇用される職員の数が20人未満のもの及び第8号に掲げる事業とする。
 - 一 水道事業
 - 二 工業用水道事業
 - 三 軌道事業
 - 四 自動車運送事業
 - 五 地方鉄道事業
 - 六 電気事業
 - 七 ガス事業
- 八 軌道事業、自動車運送事業及び地方鉄道事業以外の交通事業 2 法第6条第2項の地方公共団体が行なう事業のうち政令で定め るものは、次に掲げる事業で常時雇用される職員の数が100人未満 のものとする。
 - 一 簡易水道事業
 - 二 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫及び船 舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
 - 三 病院
 - 四 市場
 - 五 と畜場
 - 六 観光施設
 - 七 宅地造成事業
 - 八 公共下水道事業

通知、逐条解説等

《通知》

- 地方財政法施行令第12条第2項第3号に掲げる病院事業の取扱いについて(昭和40年6月15日付け自治財第61号財政局長通知)
 - ・ (略)この限りにおいて<u>昭和32年7月15日付自丙財発第17号自治庁財政部</u> 長通知を変更したことを申し添える。

地方財政法施行令第12条第2項第3号に掲げる<u>病院事業は、原則として</u> 医療法に係る事業をいうものであること。ただし、以上にいう病院事業に該 当するものであっても、<u>主として一般行政上の目的から経営しているもの、</u> たとえば、大学附属病院、独立の伝染病院等は含まないものであること。

《行政実例》

- 〇 病院事業の範囲の疑義について(昭和40年6月16日付自治企第112号北海 道総務部長宛て自治省公営企業課長回答)
 - 問 地方財政法施行令第12条第2項第3号及び地方公営企業法施行令第1 条第1項第三号に規定する<u>病院事業には独立の結核病院(療養所)及び</u> 精神病院が含まれるものと解してよろしいか。
 - 答お見込みのとおり。

地方財政法令における公営企業の範囲で(昭和41年改正)

地方財政法施行令	通知、逐条解説等
(公営企業) 第12条 法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。 - 水道事業 二 工業用水道事業 三 交通事業 四 電気事業 五 ガス事業 六 簡易水道事業 七 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。) 八 病院事業 九 市場事業 + と畜事業 + 一 観光施設事業 +二 宅地造成事業 +三 公共下水道事業	《逐条解説等》 〇『地方財政法逐条解説』(S51,石原)P82 ・ 本条は、昭和41年に改正され、従前の「公営企業」と「準公営企業」に区分していたものを公営企業として統合したものである。すなわち、改正前の規定においては、両者とも特別会計を設けて処理しなければならないが、「公営企業」についてのみ独立採算制を経営の基本原則とすべきものとしていた。それが、昭和41年の改正において、負担区分の考え方を導入した上で、すべての公営企業について独立採算制を経営の基本原則とすることとなったものである。

地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲) 第2條 この法律は、地方公共団体の経営 する企業のうち左の上欄に掲げる事業 (これらに附帯する事業を含む。)で、 常時雇用される職員の数がそれぞれその 下欄に掲げる数以上のもの(以下「地方 公営企業」という。)に適用する。

水	道	事	業	50人
<u>軌</u>	道	事	業	100人
自	動車道	運送 事	業	100人
地	方鉄	道事	業	100人
電	気	事	業	30人
ガ	ス	事	業	30人

2 地方公共団体は、政令で定める基準に 従い、條例で定めるところにより、地方 公共団体の経営する地方公営企業以外の 企業に、この法律の規定の全部又は一部 を適用することができる。

地方公営企業法施行令

(地方公営企業法の適用)

通知、逐条解説等

《通達》

- 地方公営企業法及び同法施行に関する命令 の実施についての依命通達(昭和二七年九月二 九日自乙発第二四五号自治庁次長通知)
- 3 本法の適用を受ける企業の範囲

水道事業50人地方鉄道事業100人軌道事業100人電気事業30人自動車運送事業100人ガス事業30人

- (2) 前表の上欄の事業は原則として水道条例、 軌道法、道路運送法、地方鉄道法、公益事業 令にいうそれぞれの事業を意味するもので あって、水道事業には下水道事業は含まれな いが、所謂上水道事業のほか、工業用水供給 事業をも含み、また無軌道電車事業の如き軌 道法準用事業は軌道事業に含めて解すべきも のであること。
- (7) (略) この場合において企業とは、施行令第1条に例示されているものに準ずる純粋に経済的なものを予想しており、且つ、「主として」その経費を当該企業の経営に伴う収入をもって充てるものとは、当該企業に料金での他の収入があり、地方債を除く収入で経営の概ね7,80パーセント程度を賄い得るものをいうのであるが、これら程度内のものであっても法の趣旨に照るし、可及的に経済的に自立し得るものに限る趣旨であるから、条例で法の規定の全部又は1部を適用しようとする場合には、よく当該事業の実態を判断し、慎重に取り扱う必要があること。

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		《通知》 ○ 地方公営企業法第二条第一項の表の上欄に 掲げる事業について(昭和二八年十月十六日自 乙発第七三五号自治庁次長通知) 一 地方公営企業法(以下「法」という。)第 二条第一項に規定する水道事業、軌道事業、 自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業及 びガス事業とは、原則として水道条例(明治 二三年法律第九号)、軌道法(大正一〇年法 律第七六号)、道路運送法(昭和二六年法律 第一八三号)、地方鉄道法(大正八年法律第 五二号)及び電気及びガスに関する臨時措置 に関する法律(昭和二七年法律三四一号)に よつて効力を有する旧公益事業令(昭和二五 年政令第三四三号)にいうそれぞれの事業を 意味するものであるが、(略)
		《逐条解説等》 〇『地方公営企業法解説』(昭和27年 地方財政協会)P28~29 一 地方公営企業の定義 (略)本法第二條第一項で地方公営企業と 銘打つているものは、水道事業、軌道事業、 自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、 ガス事業であつて、常時雇用される職員の数 が、水道事業にあつては五十人以上、軌道事 業、自動車運送事業及び地方鉄道事業にあつ ては三十人以上の規模の事業で、地方公共団 体の経営する企業をいうのである。これらの 事業であつても、前述の規模に達せぬもの及 びこれらの事業以外の事業は、たとえ地方公 共団体によつて経営せられていても、地方

	1	1
地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		公営のである。 本法律第一業とは、水道とのである。 本がである。 本がであるが本法のである。 本はであるが本法のであるが、ないのであるが本法制定のであるが本法のであるが本法のであるが、ないのであるが、ないのであるが、ないのであるが、ないのであるが、ないのであるが本法制定の一、地方別とであるが本法制定の一、地方別とであるが本法制定の一、地方別とであるが本法制定の一、地方別とであるが本法制定の一、地方別とであるが本法の要求とを一元化し、それといるとれるのであるが本法制定の一、地方別とである。 本法の要は、大道として、と考えらうである。 本道解例(明治二十三年村の、水のである。 本道解例(明治二十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三十三

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
地方公呂正未法	地方公召正未法施1] 节	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京
		い、公益事業令によつて規制せられる。

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		○『地方公営企業法関係実例集』(昭和32年地方財務協会)P4~7 六 下水道事業の法適用について 答 法第二条には水道事業は常時雇用職員が五十人以上であれば、法の当然適用となる旨を定めているが、この場合水道事業を引いる事業を含まない。含まれること解することを当該を言いが、正常を含まない。含まればならの事業にはならる。でのであり、下水道事業に法を適用するには、法第二条第二項の規定によらなければならないが、此の場合には「主としてその経営を当該企業の経営に伴う収入を以て充し、「令第一条に例示されているものに準ずる終末とは、とは大きのとは、大きに別示されているものに準ずるとは、大きに別示されているものに準ずるとは、大きに別示されているものに準ずるとは、大きとは大きないがある。を対したの規定の全部又は、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、のののでは、ののでは、のののでは、のののでは、のは、ののでは、のは、のののでは、のののでは、のの

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	
		セ 公営企業法の適用を受ける事業の範囲について 答 地方自治法第二条第三項第三号を規定する企業は、その性質が本来特に企業性を有するものを例示したのであつ上欄に規定するものと概ね同趣旨のものである。 地方公営企業法第二条第二項に規定する企業については特に事業の名称をもつと関連を明らかにされていないが、その経営内容から判断すべきであり、主としてその経営を当該企業の経営に伴う収入をもつて充てるもの即ち、その経営費用中七、八〇パーセント程度を当該企業の使用料等(地方債を除く。)の以入で賄い得るものを解する。 従つて、病院等の事業についても、前記条件に合致するときは、病院事業としすることができる。この場合においてにより方公営企業法の全部又は一部を適用さることができる。この場合においてにより当該によります。

地方公営企業法	 通知、逐条解説等
	八 公益質屋事業については、法第二条第二項及び令第一条の規定により条例によって法を適用することを妨げるものではないが、令第一条の趣旨に鑑み、事業の実態を判断の上慎重に取り扱われたい。 九 菊人形展と地方公営企業法の適用 答 令第一条は、条例で法を適用し得る事業の範囲を定めているのであるが、この規定の趣旨は、同条に例示されているもして長週に亘つて経営されるものを想定している一時的なものは適当とは考えられず、又法の調場場の如き常設のものである場合に照しの実益も認められない。 人形展が常設劇場の如き常設のものである場合に照しの実益も認められない。人形展が常設劇場の如き常設のものである場合に照しまであると考えられる。

地方公営企業法施行令

地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲) 第2条 この法律は、地方公共団体の経営 する企業のうち左の上欄に掲げる事業 (これらに附帯する事業を含む。以下同 じ。)で、常時雇用される職員の数がそ れぞれその下欄に掲げる数以上のもの (以下「地方公営企業」という。) に適 用する。

水	道	事	業	50人
工業	美用 水	く道 事	業	30人
軌	道	事	業	100人
自事	動車運	選送 事	業	100人
地:	方 鉄	道事	業	100人
電	気	事	業	30人
ガ	ス	事	業	30人

(地方公営企業法の適用)

- 第1条 地方公共団体は、地方公営企業法 (以下「法」という。) 第2条第2項の規 定により同項に規定する財務規定等(以下 「財務規定等」という。) が適用される事 業について、条例で定めるところにより、 財務規定等を除く法の規定を、条例で定め る日から適用することができる。
- 2 地方公共団体は、法第2条第1項の表 の上欄に掲げる事業(以下「法定事業」と いう。)でその常時雇用される職員の数が 20人未満のもの又は地方財政法施行令(昭 和23年政令267号) 第12条第2項各号に掲 げる事業その他主としてその経費を当該企 業の経営に伴う収入をもつて充てるものに ついて、条例で定めるところにより、法の 規定の全部又は財務規定等を、条例で定め る日から適用することができる。

通知、逐条解説等

《诵译》

- 〇 地方公営企業法の一部を改正する法律等の 施行についての依命通達(昭和三十五年六月十 四日自治乙企発第一号自治事務次官通達)
- 第一 地方公営企業法の適用を受ける企業の範 囲に関する事項
- 一 従来地方公営企業法(以下「法」とい う。) において、工業用水道事業は水道事業 に含まれていたが、これを分離し、地方公共 団体の経営する工業用水道事業のうち常時雇 用される職員の数(以下「職員数」とい う。) が三十人以上のものについては、法の 規定の全部を適用するものとしたこと(一部 改正法による改正後の法(以下「新法」とい う。)第二条第一項)。
- 二 法の規定の全部の適用を受ける企業(水道 事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運 送事業、地方鉄道事業、電気事業及びガス事 業(以下「法定事業」という。)で、職員数 がそれぞれ水道事業にあつては五十人、工業 用水道事業、電気事業及びガス事業にあつて は三十人並びに軌道事業、自動車運送事業及 び地方鉄道事業にあつては百人(以下これら を「法定数」という。)以上のもの)のほか、 法定事業であつて職員数が法定数未満二十人 以上のものについては、その合理的、かつ、 能率的な運営を助長するため、新法第三条か ら第六条まで、第十七条から第三十五条まで、 第四十条から第四十一条まで及び附則第二項 から附則第四項までの規定(以下「財務規定 等」という。)を適用するものとしたこと (新法第二条第二項)。

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第17条から第41条までの規定での規定での規定を表現での規定を表現での規定を表現での規定を表現での規定を表現である。のまた、地方公共では、地方公共では、では、は、地方公共では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		三 法の規定の全部が当然に適用されることをなる企業のほか、地方公共団体は、条例の適用されるところにより、財務規定等を除く大夫ニュータをものといて財務規定等をは当該企業であった。 は

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		○『改訂6版 地方公営企業制度(昭和63年・地方公営企業制度研究会) P19~24 ・広域簡易水道事業(新潟県) 問 広域簡易水道は、法にいう水道事業に含まれるか。 答 お見込みのとおり。・素道事業(青森県) 問 法第二条第一項の法定事業の中には、索道事業に含まれるのか、またその根拠は何か。 答 素道事業は、索道規則によつて規制される事業に含まれるのか、またその根拠は何か。 答 素道事業は、索道規則によつて規制される事業に含まれるのか、またその根拠は何か。 答 素道事業は、不の態様も地方鉄道法にいった。 (注)に示されているとおり、法定事業に含まれない。 (注) 昭和六十二年四月一日に鉄道事伴、大大鉄道では鉄道事業は鉄道時に発達を設また。のでは大きに大きない。地方業道事業は鉄道事業は鉄道時に大きない。大きない。より、大きない。大きない。大きない。大きないは、大きないるが、大きない。大きない。大きない。大きない。大きない。大きない。大きない。大きない。

业士八兴入 来计	业士八举人来决场	` \$\forall \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau
地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		受ける場合その全部をあわせて適用するのか。 名 総合病院及び結核療養所について、あわせての病院事業としてが適用される。 ・ 伝染病院に対する法の適用(広島県上下病院) 問 一部事務組合で設立している伝染病院は、るのか。 答 総合方院の附帯事業として伝染病院は、るのか。 答 総合方院の附帯事業として伝染病院を経営している伝染病院になるのか。 答 総合方にの対法の適用を受けることになるのか。 を 総合方にの対法の適用(平方の対象とならない。 ・ 国国民政みのようには、おの適用(指定都市)問 お見込みのする法の適用(指定都市ぞれるるが、おりまりのようを経営していた診療所として病院事業と考える。 を 後段時見込みののとおりのようととがよりのとおりの表別を発見込みのとおりのようとなが、と 後段療所についた診療所についた診療所についた診療所についた診療所についた診療所についた。 で 後段療所についた診療所についた診療所についた。 と が 関 従来、一般会計で運営していた診療所を病院の対象規定等が当然に適用しての経営の本のとおり。 ・ 対 所 所 の は 大 の と は で は 、

	1	
地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
地方公呂正耒法	地方公呂正来法施行节	世知、

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		の建設及び運営に係る事業」にはある。 当然に適用される「病院事業」にはある。 当然に適用は任意になされるものが親所等といる事業は、関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関
		(昭和37年2月 立田公営企業課長) P105 (二)第2項 1 本項は、法の規定のうち財務関係規定が当 然に適用されるものを規定している。(略)

第1項により法の規定の全部が当然に適用されるものの次に位する規模のものといえようすなわち、(1)水道事業にあつては常時雇用される職員の数が50人未満20人以上、(2)工業用水道事業、電気事業及びガス事業にあってはそれぞれ30人以上、(3)軌道事業、地方鉄道事業及び自動車運送事業にあってはそれぞれ100人未満20人以上、(3)軌道事業、地方鉄道事業及び自動車運送事業にあってはそれぞれ100人未満20人以上のものであるである。本項新設され、昭和35年法律第70号による一部改正で新設され、昭和36年4月1日から施行されたものである。本質が新設されるまでは、いうまでもなく、第1項の各事業につき法定数未満の職員数を有する規模のものは、法の適用に関しては任意とされていたものであるがその合理的、かつ、能率的な運営を助長するためには、少なくとも職員数20人までの中規模程度のものにも法で定める企業会計方式を積極的に採用することとしたのである。もちろん、これら規模のものにはあ規定の全部を直ちに当然適用しないまでも、少なくとも、の財務規定等を適用することとは適当なるは、かりでなく必要なことである。したがのするは、がりでなく必要なことである。したがものにいいまでも、少なくとも、の財務規定等が当然適用される規模のものについて、これら財務規定等が当然適用さるとは適当なるばかりでなく必要なことである。したがちるのについても、なり、財務規定等が当然適用さるとは適当なるのについても、なり、財務規定等が当然適用さるとができる。なお	地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
			れるものの次に位する規模のものといえよう。すなわち、(1)水道事業にあつては常時に(2)工業用水道事業、電気事業及びガス事業にあってはそれぞれ30人未満20人以上、(3)軌道事業、地方鉄道事業及びガス事業との表別とのものの人未満20人以上のものである。 2 本項は、昭和35年法律第70号によるる一部されで新設されぞれ100人未満20人以上のものである。 2 本項は、昭和35年法律第70号によるを施では、昭和35年は各年4月1日から施ではよるである。第1項の各事業にのおいたものである。第1項の各事業にの合理は、おあるする規模のものは、定数適用に関しては、かなを重されていたものをでもないでもながある。をもは、かのには、かなながのは、かのには、かのには、かのには、かのには、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは

地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営 する企業のうち左の上欄に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下同じ。) で、常時雇用される職員の数がそれぞれそ の下欄に掲げる数以上のもの(以下「地方 公営企業」という。)に適用する。

水		道		事		業	50人
Н	業	用	水	道	事	業	30人
軌		道		事		業	100人
自	動	車	運	送	事	業	100人
地	方	鈖	ŧ ;	道	事	業	100人
電		気		事		業	30人
ガ		ス		事		業	30人

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで及び附則第2項から附則第4項までの規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の運営する企業のうち前項の表の上欄に掲げる事業で、常時雇用される職員の数がそれぞれ20人以上同表の下欄に掲げる数未満のものに適用する。

地方公営企業法施行令

(指定事業)

- 第1条 地方公営企業法〔以下「法」という。)第2条第3項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業(以下「指定事業」という。)とする。
 - 一 簡易水道事業
 - 二 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機 械、上屋、倉庫及び船舶の離着岸を補助 するための船舶を使用させる事業に限 る。)
- 三 病院事業
- 四 市場事業
- 五 と畜事業
- 六 観光施設事業
- 七 宅地造成事業
- 八 公共下水道事業

通知、逐条解説等

《通達》

- 地方公営企業法の一部を改正する法律等の 施行についての依命通達(昭和三十八年十一 月二十八日自治乙企発第七号自治事務次官通 達)
- 第一 地方公営企業法の適用を受ける企業の範 囲に関する事項
 - 一(略)政令で定める事業は、次の事業(以下「指定事業」という。)であること(改正令による改正後の地方公営企業法施行令(以下「令」という。)第一条)。
 - (1) 簡易水道事業
 - (2) 港湾整備事業(埋立事業並び荷役機械、 上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を 補助するための船舶を使用させる事業に 限る。)
 - (3) 病院事業
 - (4) 市場事業
 - (5) と畜場事業
 - (6) 観光施設事業
 - (7) 宅地造成事業
 - (8) 公共下水道事業

地方公営企業法

- 3 前2項に定める場合を除くほか、財務 規定等の一部(財務規定等のうち第17条の 2以外の規定をいう。以下同じ。)は、地 方公共団体の経営する企業のうち政令で定 める事業で、常時雇用される職員の数が 100人以上のものに適用する。
- 4 前3項に定める場合のほか、地方公共 団体は、政令で定める基準に従い、条例で 定めるところにより、当該地方公共団体の 経営する地方公営企業以外の企業に、この 法律の規定の全部又は一部を適用すること ができる。

地方公営企業法施行令

(法の適用)

- 第1条の2 地方公共団体は、法第2条第 2項の規定により同項に規定する財務規定 等(以下「財務規定等」という。)が適用 される事業について、条例で定めるところ により、財務規定等を除く法の規定を、条 例で定める日から適用することができる。
- 2 地方公共団体は、法第2条第1項の表の上欄に掲げる事業(以下「法定事業」という。)でその常時雇用される職員の数が20人未満のものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を、条例で定める日から適用することができる。
- 3 地方公共団体は、法第2条第3項の規 定により同項に規定する財務規定等の一部 を除く法の規定又は法第17条の2の規定を、 条例で定める日から適用することができる。
- 4 地方公共団体は、地方公営企業及び前 3項に規定する事業以外の事業で主とし てその経費を当該事業の経営に伴う収入 をもつて充てるものについて、条例で定 めるところにより、法の規定の全部、財 務規定等又は財務規定等の一部を、条例 で定める日から適用することができる。

通知、逐条解説等

二 指定事業は、原則として、水道法(昭和三 十二年法律第百七十七号)、公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号)、港湾法(昭和 二十五年法律第二百十八号)、医療法(昭和 二十三年法律第二百五号)、中央卸売市場法 (大正十二年法律第三十二号)、と畜場法 (昭和二十八年法律第百十四号)及び下水道 法(昭和三十三年法律第七十九号)にいうそ れぞれの施設の建設及び運営に係る事業をい うものであること。なお、市場事業にあつて は、中央卸売市場法にいう市場のほかいわゆ る公設市場を含み、観光施設事業とは、国民 宿舎、ユースホステル、観光のためにする有 料道路その他各種の旅客誘致施設を、宅地造 成事業とは、内陸工業用地、住宅用地等宅地 の造成に係る事業をいうものであること。た だし、以上にいう事業に該当するものであつ ても、主として一般行政上の目的から経営し ているもの、例えば病院事業における大学附 属病院、独立の伝染病院等は含まないもので あること。

なお、<u>法第二条第三項に規定する「職員数</u>百人」は、原則として事業の種類ごとに一括して算定すべきものであるが、事業の性質にかんがみ、病院事業にあつては病院ごとに、港湾整備事業にあつては埋立事業とその他の施設利用事業に区分して算定するものであること。

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		《逐条解説等》 〇『地方公営企業法逐条解説』(昭和43年・関根則之) P9 四 昭和三十八年の改正 (1) 病院事業、簡易水道事業等の <u>準公営企業で常時雇用する職員の数が百人以上のもの</u> に対し <u>財務規定等の一部を当然に適用する</u> 制度を新設したこと。
		〇『地方公営企業関係実例集』(昭和57年・自 治省財政局) P9 実例 昭三九・一〇・一五 自治行第一二一号 行政課長回答 ・準看護婦養成所の設置 注釈 <u>準看護婦養成所の業務は、その性質</u> からして通常の病院の業務中に含まし めることはできない。
		〇『地方財政 地方公営企業法の一部を改正する法律案の概要』(昭和38年4月 吉瀬公営企業課長) P63 (1)(略)100人以上のものとしたのは、業務量からいつても、 <u>職員数からいつても、むりのないところと考えられた</u> からであり、政令で定める事業としては、 <u>現行の地方財政法施行令第12条第2項の簡易水道事業から公共下水道事業にいたるまでの主としてその経営に伴う収入をもつて経営に充てる事業</u> が考えられている。

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
地方公宮企業法	地方公宮企業法施行节	理知、逐余解記寺 ○『地方財政 地方公営企業法施行令、同施行規則の改正の概要』(昭和38年12月 井上孝男前公営企業課) P135 イ 簡易水道事業とは水道法第3条に規定される簡易水道事業を、港湾整備事業とは公有水面埋立法第1条及び港湾法第2条に規定される簡易水道事業を、港湾整備事業とは医療法第1条に規定される病院事業とは医療法第1条に規定される病院事業とは医療法第1条に規定される病院事業とは医療法第1条に規定される病院ををいる場所をである場所である。と音場を、観光施設事業とは自身を、と音場を、観光施設を定立るをと音場を、観光のために規定されると音場を、観光のために対しまままとは内陸工業にあるをであるが表に対してのものなります。とされている。であるは内陸工業にありまするものであるが、この場合におけるとしての、例えば病院等事業であるが、この場合においるの指定事業であるが、この場合においるの指定事業であるが、この場合においるの情に対して対方のは対方のは対方のは対方のは対方のは対方のは対方のは対方のは対方のは対方のは
		分して算定するものとされている。

地方公営企業法

地方公営企業法施行令

通知、逐条解説等

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営 する企業のうち次に掲げる事業(これらに 附帯する事業を含む。以下「地方公営企 業」という。)に適用する。

- 1 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 2 工業用水道事業
- 3 軌道事業
- 4 自動車運送事業
- 5 地方鉄道事業
- 6 電気事業
- 7 ガス事業
- 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで及び附則第2項から附則第4項までの規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の運営する企業のうち病院事業に適用する。
- 3 前2項に定める場合のほか、地方公共 団体は、政令で定める基準に従い、条例 (地方自治法(昭和22年法律第67号)第 284条第1項の規定による一部事務組合 (以下「一部事務組合」という。)にあつ ては、規約)で定めるところにより、その 経営する地方公営企業以外の企業に、この 法律の規定の全部又は一部を適用すること ができる。

(法の適用)

- 第1条 地方公共団体は、地方公営企業法 (以下「法」という。)第2条第2項の 規定により同項に規定する財務規定等 (以下「財務規定等」という。)があ 方病院事業について、条例(地方第月 される病院事業について、条例(地方第1 項の規定による一部事務組合(以下「規 の規定による一部事務組合では、 部事務組合」という。)にあつては、 の表において同じ。)では るところにより、財務規定等を除く るところにより、財務規定等を除る 規定を、条例で定める日から適用することができる。
- 2 地方公共団体は、地方公営企業及び前項に規定する病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて、条例で定めるところにより、法の規定の全部又は財務規定等を、条例で定める日から適用することができる。

《通達》

○ 地方公営企業法の一部を改正する法律等の 施行について(昭和四十一年七月五日自治企 第一○五号自治事務次官通達)

第二 総則に関する事項

- ー 地方公営企業法の適用を受ける企業の範囲 に関する事項
 - (1) 水道事業(簡易水道事業を除く。)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業およびガス事業については、その常時雇用される職員数の多少にかかわらず、すべて地方公営企業法の全部を適用するものとしたこと(改正法による改正後の地方公営企業法(以下「法」という。)第二条第一項)。
 - (2) 病院事業については、その常時雇用される職員数の多少にかかわらず、すべて財務に関する規定等(法第三条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条までおよび附則第二項から第四項までの規定をいう。以下「財務規定等」という。)を適用するものとしたこと(法第二条第二項)。

なお、病院事業については、条例(一部事務組合にあつては、規約。以下(5)において同じ。)で定めるところにより財務規定等を除く法の規定を適用することができるものであること(略)。

(5) 従来、簡易水道事業等政令で定める事業で 常時雇用される職員の数が百人以上のもの には、財務規定等の一部が法律上当然に適

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		用されていたが、改正後は、 <u>これらの事業</u> <u>(病院事業を除く。)に法を適用するかど</u> <u>うかは、当該事業を経営する地方公共団体</u> <u>の条例によつて定めることとされたもので</u> <u>あること</u> (法第二条第三項)。なお、改正 施行の際、財務規定等の一部が当然に適用 されている事業(病院事業を除く。)につ いては、引き続き財務規定等を当然に適用 することとしていること。ただし、条例で 定めるところにより財務規定等を適用しな いこともできること(改正法附則第三条第 二項)。
		《逐条解説等》 〇 『地方公営企業法逐条解説(昭和43年・関根則之)』 P12 一 法律適用範囲の拡大 (一) 法律適用範囲の拡大 (一) 水道事業(簡易水道事業を除く。)、工業用水道事業、軌道事業及びガスまと。 地方鉄道事業の起事業のとすること。 (二) 病院事業については、企業会計とと一般会計等との負担区分を前提としてだし、財務規定等適用で定めるところにより、経費自の原則等のはで定めるところによりができめるところによりの原則等のはで定める場合のほか、政令で定める場合のほか、政令で定める基準に従い条例で定めるとこの法律の規定の全部工政は一部を適用することができるものとすること。

	T	
地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
地方公名正未法	地力公呂正果法施行节	■知、全宋件記号 ○ 『地方公営企業法逐条解説』(昭和43年・関根則之) P20~22 a 法定事業 水道事業 (簡易水道事業を除く。)、工業 用水道事業、軌道事業を除く。)。 工業 用水道事業、電気事業 およびの全部が 事業の全部が 表記 である。 を問わる。といるのは、およるの事業は、およるの事業は、ののもとしたのもとしたのもとしたのもとしたのもとしたのもとしたのもとには、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとはののもとには、 のもとには、 のもとで表にないのもとで表にないのもとで表にない。 では、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとは、 のもとには、 のもとには、 のもとには、 のもとには、 のもとには、 のもとが、 のもとは、 のも
		(略)従来、病院事業については職員数百
		人以上の大規模なものだけに企業会計方式の 採用が義務づけられていたのであるが、改正 後は、疾院事業であれば担携の大小を関わず
		後は、病院事業であれば規模の大小を問わず すべて企業会計方式によらなければならない こととされたのである。(略)
		してて こうこう この (単立)

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		て その他の事業 (略)従来、簡易水道事業、港湾整備事業、市場事業、施設事業、施設事業、施設事業、施設事業が通事業、施設事業が通事業、新選先の共和のののののであるが、当れてのののであるがである。一般のでであり、からは、大ののででは、大ののででは、大ののででは、大のののでであるが、大のののでである。とののののでである。とののののののでである。とのののののののののののののののののののののののののののののののののののの
		〇 『地方公営企業法逐条解説』(昭和43年・ 関根則之)P43~44 ・水道事業 水道法第三条にいう水道事業であ
		・水垣事業 水道法第二条にいつ水道事業であるが、簡易水道事業は除かれる。従って、一般の需要に応じて水道(導管およびその他の工作物により、水を人の飲用に適する水とし

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	」 通知、逐条解説等
地方公宮正耒法	地方公宮正果法施仃节	して供給する施設の総体をいう。)により水を供給する事業で、給水人口五千人をこえるものであり、通常上水道事業といわれるものである。水道用水は海事業は、水道法三4)道事業とは近事業にいるである。水道事業にいるである。水道事業にいるである。水道事業にいるである。水道事業の原水でのままれない。の原水である。のである。水道事業のである。のである。のであるである。のであるである。のであるである。のであるである。のであるである。のであるである。のであるである。のでは、水道事業のでは、水道事業のでは、水道事業が会まれる。のでは、水道事業が会まれる。のでは、水道事業が会まれる。のでは、水道事業が会まれる。のでは、水道事業が会まれる。のでは、水道事業が会まれる。のでは、水道事業が会まれる。のでは、水道事業が会まれる。のでは、水道事業が会まれる。のでは、水道事業が会まれる。のでは、大道事業が会まれる。のでは、大道事業が会まれる。のでは、大道事業が会まれる。のでは、大道事業が会まれる。のでは、大道事業は、大道事業が会に、大道事業が会に、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大き
		<u>リーバスがこれに該当</u> する。

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		・自動車運送事業である。すなわち、他人の需要に応じ、自動車運送事業である。すなわち、他人の需要に応じ、自動車(軽自動車を除く。)を使用して旅客貨物を運送する事業をいう。路線を定めて行う通常の定期バス及び貸切観光バスはいずれもここにいう自動車運送業に含まれる。 ・地方鉄道事業 地方鉄道法に基づく鉄道の設置および経営に関する事業という。の出り、第二十二の規定に基づく素道規則(昭和二十名ものではあるが、地方鉄道事業には含まれるい。軌道と地方鉄道との区外はであるものがは、中般的には道路に敷設されるがあり、専用敷には道路に敷設されるがあると考えられる。地下鉄は利力には、地方鉄道法の適用を受けてあるが、地方鉄は地方鉄道法の適用を受けてあるとを表えられるがであると考えられる。地下鉄は地方鉄道法の適用を受けてあるととであるとの電気事業であり、東京の電気事業であり、東京の書気事業である。・電気事業と卸電気事業に使むる事業の一般電気事業と明電気事業によりガス事業である。・ガス事業がある。・ガス事業と記述を関係していまた。
	1	l

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
地方公司正未成	地方公百正未从爬11节	(三) 法定事業には、これらに附帯する事業が 含まれる。附帯事業とは、法定事業の経帯事業とは、法定事業には、これらに附帯する事業がに 名まれる。附帯事業とは、法定事業に対っている。 経営でプローとを行っているが実施である。のののではは、ないでは、では、とはでは、とのでは、ないでは、ののでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない

地方公営企業法	地方公営企業法施行令	通知、逐条解説等
		含まれないでは、大学の附属病院は、れて学術研究ないし教育の目的できた伝染病院は、れているものであり、また伝染病院は、まって公室であり、設けられるものであたられて、地のであるには、という用語の定義を考については、経済学、会計でして、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、ので、会社では、会社では、会社では、会社では、会社では、会社では、会社では、会社で